

お 知 ら せ

起業者 静岡県 が行う 主要地方道掛川浜岡線改築工事（小笠バイパス）について、令和8年3月31日付けで、土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による事業の認定の告示があったので、同法第28条の2の規定により、土地所有者及び関係人の皆様に、以下の事項についてお知らせします。

記

1 事業の認定の告示があった土地について

しずおか きくがわ たかはし うえたけ かみいつちようでん さくりや
静岡県菊川市高橋字上竹、字上壺町田、字佐栗谷地内

（注）この土地を示す図面は、菊川市建設経済部建設課（菊川市役所3階）でご覧ください。

2 土地所有者等が受けることのできる補償について

この事業により土地を収用される場合には、土地または、その土地に関する所有権以外の権利に係る損失だけではなく、その土地に存する物件や立木等の移転に伴う損失など、収用等によって通常生じる損失が補償されます。

また、土地については、事業の認定の告示があった日をもって価格が固定されることとなります。補償金は固定されたこの価格にこの告示の日から権利取得裁決の時（補償金の支払請求を行った方については、その支払期限）までの間の物価変動に応ずる修正を加えて算定されます。

3 関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、新たに権利を取得した方（既存の権利を承継された方を除きます。）は補償を受けられません。

4 土地の保全及び損失補償の制限について

事業の認定の告示があった日以後においては、何人（土地所有者及び関係人も含まれます。）も、その土地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならないとされています。

また、事業の認定の告示があった日以後土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置するときは、あらかじめ知事の承認を得なければ、これに関する補償は受けられません。

5 裁決申請の請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持つ関係人は、自分が権利を持つ土地について裁決の申請をすることを起業者 静岡県 に対して請求することができます。

6 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者 静岡県 に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せて行わなければならない。

ただし、既に起業者 静岡県 が裁決申請を行っているとき、又は他の土地所有者もしくは関係人が裁決申請の請求を行っているときは、この限りではありません。

7 明渡裁決の申立てについて

土地所有者及び関係人は、裁決申請がされた後、直接静岡県収用委員会あてに明渡裁決の申立てを行うことができます。

8 パンフレットの配布について

「土地収用法における補償等についてのお知らせ」のパンフレットは、以下の場所において配布いたします。

菊川市建設経済部建設課	静岡県菊川市堀之内61番地
菊川市小笠南地区コミュニティセンター	静岡県菊川市高橋3669番地の1
静岡県袋井土木事務所用地課	静岡県袋井市山名町2番1号

9 その他

ご不明な点については、次の連絡先あてにご照会ください。

静岡県交通基盤部建設経済局公共用地課	☎054-221-3185
静岡県袋井土木事務所用地課	☎0538-42-3214